

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 北海道財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年6月1日 |
| 【会社名】 | 株式会社ジーンテクノサイエンス |
| 【英訳名】 | Gene Techno Science Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 谷 匡治 |
| 【本店の所在の場所】 | 札幌市中央区北二条西九丁目1番地 |
| 【電話番号】 | 011-876-9571（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営管理本部長 上野 昌邦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 札幌市中央区北二条西九丁目1番地 |
| 【電話番号】 | 011-876-9571（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営管理本部長 上野 昌邦 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 5,955,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 3,067,455,000円 （注）1．新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。 2．行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジーンテクノサイエンス東京事務所 （東京都中央区日本橋二丁目10番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 15,000個 |
| 発行価額の総額 | 5,955,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個当たり397円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.97円) |
| 申込手数料 | 該当事項なし |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成30年6月18日 |
| 申込証拠金 | 該当事項なし |
| 申込取扱場所 | 株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部 札幌市中央区北二条西九丁目1番地 |
| 払込期日 | 平成30年6月19日 |
| 割当日 | 平成30年6月19日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 札幌支店 札幌市中央区大通西三丁目6番地 |

- (注) 1. 株式会社ジーンテクノサイエンス第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年6月1日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 当社は、平成30年6月1日開催の当社取締役会において、平成30年6月30日を基準日、平成30年7月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株につき2株の割合をもって分割することを決議しております(以下「本株式分割」といいます。)。本株式分割に伴い、本新株予約権の目的である株式の数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に定める割当株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定義します。)は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ本株式分割の割合に応じ当初行使価額は1,020.5円、下限行使価額は714.5円に調整されます。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,500,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、別記「（注）6．本新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「（注）6．本新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第(3)号に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初1,429円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。以下「下限行使価額」という。） 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,500,000株（本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は15.68%、割当株式数は100株で確定している。） 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：2,149,455,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。） 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。 |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。 |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初2,041円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> |
|-----------------------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>上記第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>3,067,455,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年7月2日から平成32年7月1日まで（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 札幌支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。なお、別記「（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使等について取り決めたコミットメント契約を締結する予定である。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり397円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たり397円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり397円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし |

（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金調達をしようとする理由

当社は、大学発ベンチャーであることの公共性に準じ、利益の追求に留まらず、希少疾患や難治性疾患を対象とする医薬品開発により人々のクオリティ・オブ・ライフを向上させ、社会に貢献するという理念のもと、平成25年5月にバイオシミラーガイドライン（厚生労働省「パイオ後続品の品質・安全性・有効性確保のための指針」）に則った国内第一号のバイオシミラーとなるフィルグラスチムバイオシミラー（GBS-001）の上市を実現いたしました。その後も複数のバイオシミラーの開発を進めながら、ノーリツ鋼機株式会社グループの一員となったことを契機に細胞医療を中心とした再生医療事業に参入し、有望な

シーズを所有する企業や研究機関と共同研究契約を締結するなど、既存事業のみに収まることなく、自社の成長を見据えて様々な分野に挑戦し、幅広く創薬事業を展開しております。

現在、世界的な人口の高齢化に伴って高まり続ける医療費を抑制することが喫緊の課題となっており、政府によって後発医薬品の普及促進策が継続的に検討・推進されております。その一例として、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発支援方策等を拡充しつつ、平成32年度末までにバイオシミラーの品目数倍増を目指すとの方針が示されており、低分子ジェネリック医薬品と同様に医療費の抑制に資するバイオシミラーを社会へ普及させるための下地が整いつつあります。また、政府は創薬大国の実現に向けた開発環境の整備策も検討・推進しており、平成26年6月に厚生労働省より発表された「先駆けパッケージ戦略～世界に先駆けて革新的医薬品・医療機器等の実用化を促進～」では、革新的な技術・医薬品等を承認審査過程において優先的な取り扱いとするなど、企業が創薬活動に取り組みやすい環境を整えることで、我が国の医薬品産業のさらなる発展を促す施策が示されております。当社の経営基盤であるバイオシミラー事業と将来の成長ドライバーを見込むバイオ新薬及び再生医療分野における新規バイオ事業は、政府のこれらの方針及び施策と合致しており、当社の研究開発活動において、より一層の加速化が見込めるものと考えております。

このような状況下、当社の経営基盤を支えるバイオシミラー事業においては、より品質が高く廉価なバイオ医薬品をより多くの患者様に的確かつ迅速に届け、合わせて自らの一層の成長を目指すために、既存開発品目の着実な開発推進及び新たな開発品目の立ち上げを積極的に図ってまいりました。足元では、富士製薬工業㈱と持田製薬㈱による好中球減少症治療薬「フィルグラスチムBS」の販売が順調に推移しておりますが、これに続く品目として、平成28年9月に㈱三和化学研究所と共同開発を行っているダルベポエチンアルファバイオシミラー（GBS-011）について国内における第 相臨床試験を開始、同年12月には持田製薬㈱とがん治療領域におけるバイオシミラーについて共同事業化契約を締結し、製造販売承認の取得に向けての共同開発を始め、さらには、平成29年3月に伊藤忠ケミカルフロンティア㈱と新たなバイオシミラーの開発について資本業務提携を結ぶなど、開発の推進にも注力してまいりました。さらに、初の海外展開として平成29年9月に長春長生生物科技有限責任会社とのアダリムマブバイオシミラー（GBS-005）の中国における共同事業化を本格稼働させ、同年11月には千寿製薬㈱と共同開発を行っているバイオシミラー（GBS-007）について国内における第 相臨床試験を開始するなど着実に事業を前進させております。

< 当社バイオシミラー事業におけるパイプラインの現状 >

| 開発番号 | 対象疾患 | 開発研究 | 臨床試験（治験） | | 申請・審査承認・上市 | 提携先 |
|------------------------|------|------|----------|-----|------------|--------------------|
| | | | 第1相 | 第3相 | | |
| GBS-001 フィルグラスチム | がん | | | | | 富士製薬工業㈱ 持田製薬㈱ |
| GBS-004 ペリスズマブ | がん | | | | | |
| GBS-005 アダリムマブ | 免疫疾患 | | | | | 長春長生生物科技有限責任会社（中国） |
| GBS-007 | 眼疾患 | | | | | 千寿製薬㈱ |
| GBS-008 バリスズマブ | 感染症 | | | | | |
| GBS-010 ペグフィルグラスチム | がん | | | | | |
| GBS-011 ダルベポエチンアルファ | 腎疾患 | | | | | ㈱三和化学研究所 |

一方、バイオ新薬事業においては、次世代型抗体医薬品等の研究開発を進めた結果、新規メカニズムに基づく新生血管形成を阻害する新規抗体を創出することに成功し、眼疾患の治療並びにがん領域における抗腫瘍効果を期待できる医薬品候補として、平成29年9月に当該抗体に関する特許を出願いたしました。そのほか、平成28年12月に味の素グループの一員となった㈱ジーンデザインとの核酸共同事業を通じた核酸医薬品の創薬の機会の探索、国立がん研究センターと共同特許出願した発明を基とするエクソソームを活用した新規技術の取得にも力を入れております。

また、当社の新規バイオ事業にあたる再生医療分野においては、平成28年10月に当社と同じノーリツ鋼機グループの一員である㈱日本再生医療と資本業務提携を行い、同社が開発中の心臓内幹細胞を用いた再生医療等製品の事業化を目指し、グループ全体で再生医療分野の事業拡大に取り組んでおります。加えて、順天堂大学と共同研究を進めている免疫寛容誘導を活用した新たな免疫抑制治療法の開発におきましては、平成29年9月に当該技術の実用化に向けた細胞加工のプラットフォーム構築を目的とした委委託契約を㈱メディネットと締結し、次なるステップである臨床試験へ向けての体制づくりに取り組んでおります。また、同年5月に北海道に本社を置く企業並びに金融機関と共同出資の下、北海道発の再生医療ベンチャー企業である㈱ミネルヴァメディカを設立し、同社をととして札幌医科大学で研究が進められている糖尿病性腎症の自己骨髄間葉系幹細胞を用いた治療法の研究開発を促進するなど、着実に当該事業の拡充と推進を図っております。さらに、平成30年4月にはナノキャリア㈱とノーリツ鋼機㈱と当社との間で資

本業務提携契約を締結し、それぞれが所有する技術・知見等を組み合わせて革新的な技術・医薬品を創出するべく、3社協働体制下にて創薬活動をスタートさせました。

これらの成果を経て、バイオシミラー事業で安定的な収益を上げながらバイオ新薬事業と再生医療事業で大きな成功を成し遂げるという当社が目指す独自のビジネスモデルは着実に形成されつつあります。

しかしながら当社は、既にバイオシミラー1品目を上市しているものの、当該品目の収益のみでは十分とはいえ、これに次ぐバイオシミラーによる収益確保を当面の課題として、まずは第 相臨床試験入りしている2品目(GBS-007及びGBS-011)を中心に既存パイプライン(開発中の医薬品ごとのプロジェクトのこと)の開発を確実に推進する方針をとっております。このうちGBS-007については海外展開も可能なポテンシャルを秘めていることから海外導出に向けてのパートナー企業の探索及び導出交渉も今後の事業展開にとって重要な意味を持ちます。さらに、我々の目指すビジネスモデルを完成していくためには、これら既存パイプラインに対する取り組み以上に、バイオシミラーの新規パイプラインの拡充及び開発が必須であり、今後も継続してバイオシミラー事業に開発資金を投入していくことになります。このようにバイオシミラー事業で安定的なキャッシュフローを生み出す経営基盤の構築を目指す一方、ほぼ同じタイミングで、高い成長ポテンシャルを持つバイオ新薬事業及び再生医療事業を進展させるべく、各企業や大学・研究機関等と情報交換を行いながら有望な技術やシーズの導入を検討し、これらを基にしたパイプラインの拡充及び新規事業の立ち上げを推進していくことが重要な経営課題です。今回の資金調達によりこれらの経営課題に着実に取り組んでいくために必要な事業資金を確保し、今後5年間で「バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー」として、未だ十分な医療が行き届いていない領域(希少性・難治性疾患領域、特に小児領域)をターゲットとした事業を推進し、企業価値のさらなる向上につなげてまいりたいと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要

本新株予約権による資金調達は、当社が大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)に対し、行使可能期間を2年間とする本新株予約権(行使価額修正条項の内容は、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当の方法によって割り当て、大和証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約及びコミットメント契約を締結いたします。

(本新株予約権の行使の要請)

コミットメント契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を大和証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定し、行使を要請する旨の通知(以下「行使要請通知」といいます。)を行うことができる仕組みとなっております。大和証券は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日(以下「行使要請通知日」といいます。)の翌取引日に始まる20連続取引日の期間(以下「行使要請期間」といいます。)内に、当社が本新株予約権について行使を要請する個数(以下「行使要請個数」といいます。)と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社が大和証券から本新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします(以下「行使義務」といいます。)。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20連続取引日又は60連続取引日における各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値(但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。)に、2を乗じた数値を、本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる20連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、大和証券の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、大和証券の行使義務の効力は消滅するものとします。

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の停止)

当社は、当社取締役会の決議により、大和証券に対し、本新株予約権を行使することができない期間を指定する旨の通知(以下「行使停止要請通知」といいます。)を行うことができます。本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」といいます。)は当社取締役会の決議により決定することができます。また、当社は、一旦行った行使停止要請通知をいつでも取り消すことができます。但し、上記の行使要請通知を受けて大和証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使停止要請通知を行うことはできません。行使停止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使停止要請通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

(本新株予約権の取得に係る請求)

大和証券は、平成31年7月2日(同日を含みます。)以降のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、又は平成32年6月2日(同日を含みます。)以降平成32年6月10日(同日を含み、かつ、同日必着とします。)までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」といいます。)を行うことができます。大和証券が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

(本新株予約権の譲渡)

本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資本金調達手法及び金融機関からの借入等の負債性調達手法を含めた様々な資金調達の手法について検討を行っておりましたが、以下「(本スキームの特徴)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、当該提案を含む他の資金調達方法について総合的に勘案した結果、大和証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が現時点における最良の選択であると判断しました。本スキームによる資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができます(行使要請通知)、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる(行使停止要請通知)手法であり、当社取締役会の決議により行使要請通知及び行使停止要請通知を行うことができるため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しようと考えます。

(本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、行使要請通知及び行使停止要請通知を行うことにより本新株予約権の行使に一定のコントロールを及ぼすことができるため、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,500,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式数9,567,923株に対する最大希薄化率は、15.68%、平成30年3月31日現在の総議決権数95,663個に対する最大希薄化率は、15.68%)。また、複数回による行使と行使価額の分散が期待されること。

当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を上回っていない限り、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

(本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、株価に連動して行使時の払込価額が下方に修正されるため、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、行使が進まず調達ができない可能性があること。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となるが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。これに対し、本新株予約権の行使価額は、上表「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項記載のとおり、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使停止要請通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。これに対し、本スキームでは、株価動向によらず、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であり、最大増加株式数が限定されているため、そのような影響が緩和されると考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがあるが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となるが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。これに対し、本新株予約権の行使価額は、上記に記載のとおり、修正日に算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使停止要請通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには()当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、()当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるところ、()コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあり、()ノンコミットメント型ライツ・イシューについては東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合には実施できないとされており、当社はかかる基準を満たしていないこと。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれるのに対し、本スキームは資本性調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこと。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」及び上記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載の内容以外に、当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成30年12月15日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により当社の普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができません。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
8. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,067,455,000 | 8,000,000 | 3,059,455,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（5,955,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,061,500,000円）を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額が増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等）の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、主要事業であるバイオシミラー事業における研究開発への追加投資、既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬の導入・新規バイオ事業（再生医療）の拡充に係る費用に充当する予定であります。

なお、当社が平成28年3月28日、平成28年12月5日及び平成29年3月9日開催の取締役会にてそれぞれ決議した第三者割当による新株発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等は以下のとおりであります。

（平成28年3月28日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況（平成30年6月1日現在））

| 具体的な使途 | 充当予定額 （百万円） | 充当額 （百万円） | 支出予定時期 |
|---|----------------|--------------|------------------|
| バイオシミラー事業 | | | |
| GBS-002～009のうち4品目に係る製造方法の確立・非臨床試験にかかる費用 | 525 | 225 | 平成28年4月～平成31年3月 |
| GBS-001～009のうち2品目の原薬製造委託にかかる製造委託費用 | 388 | 388 | 平成28年4月～平成29年3月 |
| 新規バイオシミラーパイプライン3品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用 | 462 | 262 | 平成28年4月～平成30年12月 |
| 新規バイオ事業 | | | |
| 新規バイオ事業（再生医療含む）の検討・非臨床試験等の研究開発費用 | 600 | 250 | 平成28年7月～平成31年6月 |

（平成28年12月5日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況（平成30年6月1日現在））

| 具体的な使途 | 充当予定額 （百万円） | 充当額 （百万円） | 支出予定時期 |
|---|----------------|--------------|-------------------|
| バイオシミラー事業 | | | |
| GBS-002～009のうち別件第三者割当において未着手の1品目の製造プロセス・品質の検討にかかる費用 | 147 | 77 | 平成28年12月～平成31年3月 |
| 新規バイオシミラーパイプラインの2品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用 | 235 | 135 | 平成28年12月～平成30年10月 |
| バイオ新薬事業 | | | |
| バイオ新薬の新たなシーズ探索研究及び非臨床試験にかかる研究開発費用 | 113 | 73 | 平成28年12月～平成30年12月 |

(平成29年3月9日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況
(平成30年6月1日現在))

| 具体的な使途 | 充当予定額 (百万円) | 充当額 (百万円) | 支出予定時期 |
|--|----------------|--------------|---------------------|
| バイオシミラー事業 | | | |
| 当社で開発中の本バイオシミラーの商用原薬生産に向けた製造スケールアップ及び品質の検討にかかる費用 | 297.3 | 197.3 | 平成29年4月～ 平成30年9月 |

上記資金調達に加え、本資金調達を実施することで、バイオシミラー事業の確実な推進とバイオ新薬及び新規バイオ事業の拡充を通して当社の目指す「バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー」としての事業基盤を盤石なものにしていきたいと考えております。

本資金調達に係る具体的な開発品目毎の使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|---|---------|----------------------|
| バイオシミラー事業 | | |
| GBS-002～011のうち3品目に係る製造方法の最終化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備にかかる費用 | 1,350 | 平成31年4月～ 平成34年12月 |
| 新規バイオシミラーパイプライン1～2品目の製法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にかかる費用 | 650 | 平成31年4月～ 平成34年3月 |
| バイオ新薬事業及び再生医療事業 | | |
| 既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬の導入・新規バイオ事業(再生医療)の拡充費用 | 1,059 | 平成31年4月～ 平成35年3月 |

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。その際には速やかにその旨を開示いたします。
2. 調達資金は から の順に優先的に充当する予定であります。なお、調達資金は、上記表中に記載のとおり充当することを予定しておりますが、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、都度、事業進捗の高い案件、戦略的な重要性の高い案件について適切な選別判断を行い、優先して投資を行う所存です。また、株価上昇に伴って資金調達額が上記差引手取概算額を上回る場合、超過分は新規シーズ探索に充当する予定であります。
3. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行預金で保管する予定であります。

GBS-002～011のうち3品目に係る製造方法の最終化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備にかかる費用(注)

当社は、既存のGBS-002～011のバイオシミラーパイプラインについて、開発における技術的難易度、市場性、提携先の探索状況、当社の資金繰り状況等、多面的に検討し優先順位を付けて開発を進めております。その中で、製造販売承認の取得に向けて製造開発のステージが後半あるいは最終段階にさしかかっている3品目について、製造方法の最終化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備費用として、差引手取概算額のうち1,350百万円を充当する予定です。

(注) GBS-002、004、010はがん疾患、GBS-003、005、009は免疫疾患、GBS-006は循環系疾患、GBS-007は眼疾患、GBS-008は感染症、GBS-011は腎疾患を対象とするバイオ医薬品になります。

新規バイオシミラーパイプライン1～2品目の製法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にかかる費用

当社の既存のバイオシミラーパイプラインに加え、新たなバイオシミラーの開発に着手し、既に複数の企業との協議を進めております。差引手取概算額のうち650百万円をこれらの新規バイオシミラーパイプラインの製法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にかかる費用等に充当する予定です。

既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬の導入・新規バイオ事業(再生医療)の拡充費用

当社は、バイオ市場の急拡大に機を逸することなく適応し高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるために、バイオシミラーの開発と並行してバイオ新薬の開発及び新規バイオ事業の推進を行うことが重要と考えております。

この方針に基づき、既存のバイオ新薬事業をより一層加速化させるため、科学的妥当性及び事業性の検証を行う薬効薬理試験、安全性試験、細胞株構築、小規模の製造の検討等に係る研究開発費用、並びに希少性・難治性疾患領域または我が国に治療薬として導入されることを期待されている分野をターゲットとした適切な開発品目や技術等を導入するための費用として、差引手取概算額のうち1,059百万円を充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

| | |
|-----------------|--|
| 名称 | 大和証券株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度 第25期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第26期中 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年12月19日関東財務局長に提出 |

b．提出者と割当予定先との間の関係

| | | |
|------|---------------------------------------|-------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成30年3月31日現在) | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年3月31日現在) | 32,500株 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 | |
| 取引関係 | 当社の幹事会社であります。 | |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成30年5月31日現在のものであります。なお、出資関係につきましても、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

c．割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達にあたり、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、幹事証券会社として当社と良好な関係を構築していること、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、本スキームの特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,500,000株です(但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と大和証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

当社は、大和証券より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、大和証券と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における当社の上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(大和証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が平成29年12月19日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第26期中)に記載された平成29年9月30日現在の中間貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込及び行使に支障はないと判断しております。また、本有価証券届出書提出日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有している旨の報告を口頭で受けております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、本新株予約権に適用する割引率、当社が継続的に行使要請通知を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先が当社の行使要請通知に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。

その結果、本新株予約権 1 個当たりの評価額は397円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権 1 個の払込金額を、上記評価額と同額となる金397円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成30年5月31日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である1,429円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の70%に相当する金額で設定されていることから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利でなく適法と判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大1,500,000株（議決権数最大15,000個相当）であり、本有価証券届出書提出日現在の発行済株式数9,567,923株に対して最大15.68%の希薄化、平成30年3月31日現在の総議決権数95,663個に対して最大15.68%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の財務基盤を強化し、円滑な研究開発によって得られる開発マイルストンの受領あるいは開発品目の上市は今後の収益性の向上や中長期的な企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,500,000株）に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は59,936株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 割当前の所有株式数 (株) | 割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%) | 割当後の所有株式数 (株) | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%) |
|--|---|------------------|---------------------------|------------------|---------------------------|
| ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社 | 東京都港区麻布十番一丁目10番10号 | 4,735,916 | 49.51 | 4,735,916 | 42.80 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 32,500 | 0.34 | 1,532,500 | 13.85 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 508,400 | 5.31 | 508,400 | 4.59 |
| ナノキャリア株式会社 | 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15 | 500,000 | 5.23 | 500,000 | 4.52 |
| JSR株式会社 | 東京都港区東新橋一丁目9番2号 | 343,407 | 3.59 | 343,407 | 3.10 |
| 千寿製薬株式会社 | 大阪府大阪市中央区平野町二丁目5番8号 | 277,600 | 2.90 | 277,600 | 2.51 |
| 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 | 東京都港区北青山二丁目5番1号 | 199,800 | 2.09 | 199,800 | 1.81 |
| MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社) | 25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー) | 177,406 | 1.85 | 177,406 | 1.60 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 152,200 | 1.59 | 152,200 | 1.38 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 133 Fleet Street London EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー) | 114,300 | 1.19 | 114,300 | 1.03 |
| 計 | | 7,041,529 | 73.61 | 8,541,529 | 77.18 |

- (注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基に、本有価証券届出書提出日までに当社が把握した株式の異動状況を踏まえて記載しております。
2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 割当予定先である大和証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日北海道財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日北海道財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月9日北海道財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月8日北海道財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に北海道財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジーンテクノサイエンス 本店

(札幌市中央区北二条西九丁目1番地)

株式会社ジーンテクノサイエンス 東京事務所

(東京都中央区日本橋二丁目10番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし